

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

国民年金

20歳からの国民年金について

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば、一部の人(※1)を除き、国民年金第1号の加入手続きをすることが必要です。

手続きは、住所地の市(区)役所または町村役場で行います。

また、国民年金第1号被保険者は毎月、保険料を納めることが必要です。

保険料を納めることが難しいときは、納付猶予制度などがあります。

(※1)国民年金第2号被保険者(厚生年金保険加入者や共済組合加入者)、または第3号被保険者(その配偶者に扶養されている人)。

■国民年金加入手続と、その後の流れ

①「国民年金被保険者関係届書」を提出してください

20歳の誕生月の前月又は当月上旬に日本年金機構からお送りする「国民年金被保険者関係届書」に必要事項を明記し、住所地の市(区)役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。

また、保険料の納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。(学生納付特例制度の申請をされる場合は、学生であることの証明が必要です。ご不明な点は、お近くの年金事務所又は市(区)役所又は町村役場窓口にお問い合わせください。)

付加保険料の納付(※

2)の申し出や、前納を希望する場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

(※2) 定額保険料のほかに月額400円を追加して納付することにより、将来の老齢基礎年金を増額できる制度。

②「年金手帳」が届きます

保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。(厚生年金保険の被保険者だった人、共済組合に加入していた人、障害・遺族年金を受給している人(している人)にはお送りしません。)

③「国民年金保険料納付書」が届きます

納付書で保険料を納めてください。(ご自身の生年月日の前日が含まれ

る月の分からの保険料が掛かります。)

保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付や電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。(詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。)

■お問い合わせ

ねんきんダイヤル
☎0570-051165

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp>
旭川年金事務所
年金の加入手続き、納入相談など

☎0166-2711611
年金相談の予約など
☎0166-7215004
役場税務住民課年金担当
☎4-2511
内線116・117
☆4-251103

皆様から寄付をいただきました。
ありがとうございます。(敬称略)

5月16日～6月15日受領分

・下川町に
社会福祉事業として
松井 進 (神奈川県)

森づくり寄付金として
旭川「下川会」(旭川市)

ジャンプ選手育成支援事業として
旭川「下川会」会長(旭川市)
松尾 寛士(大阪府)

・あけぼの園に
大正琴愛好会
遠藤恵美子(錦町)
松緑神道大和山下川支部

・社会福祉協議会に
生前のご交誼に謝して
柴田 繁和(亡妻)
鈴木智恵子(亡夫)

